

令和4年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市来 真吾
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森 由美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員(1人)

委員	14番	幸山 利忠
----	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 買受適格証明願いの審議について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 下限面積の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和4年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は幸山委員が欠席ですが、総会は成立します。それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 3/25 最適化活動の目標設定に関するウェッブ会議 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、9番市来委員、10番榮委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番 住吉字下田〇〇6,480㎡を含む計8筆 13,167㎡、〇〇さんから相続により兵庫県明石市〇〇さん、令和3年10月7日相続、あっせん希望なしです。 2番 竿津字米良〇〇5,106㎡、〇〇さんから相続により愛知県名古屋市〇〇さん、昭和55年10月7日相続、あっせん希望なしです。 以上です。
議長	ただ今の報告第1号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第1号は終わります。 次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。
事務局	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。 1番 田皆字下万当〇〇畑1,785㎡を含む計2筆 2,524㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和4年3月31日、引き渡し日が令和4年4月1日です。 以上です。

議長	はい、ありがとうございました。 報告第2号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第1号について朗読】 議案第1号は、使用貸借1件、売買1件、贈与2件です。 1番 住吉字先山〇〇2,361㎡を含む計2筆 7,256㎡、使用貸借。 貸し人 住吉〇〇さん、借り人 和泊町和泊〇〇さんです。 2番 住吉字手殿〇〇 3,082㎡、贈与。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。 3番 下平川字瀬田原〇〇 2,131㎡を含む計3筆 6,463㎡ 贈与。 譲渡人 下平川〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さんです。 4番 下平川字輿原〇〇 3,918㎡ 売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さん、対価〇〇円です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。 3番については、議事参与の制限により15番委員は退室してください。
6番委員	1番、2番説明します。 1番 譲渡人と譲受人は親子です。現地は、サトウキビの株出しがありました。機械類は、当面は親のものを借りて対応することです。 2番 譲渡人と譲受人は親子です。現地は、サトウキビが植えてありました。機械類は、全て揃っております。 ご審議宜しくをお願いします。
13番委員	3番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、サトウキビ、バレイショなどを作っており、機械も揃っております。畑については、サトウキビが植えてありました。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
15番委員	譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は今年2月に帰ってきて、伯父の農業法人で手伝いをしています。 本人とは会えずに確認しておりませんが、これから農業を始めたということです。

議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
1 2 番委員	4 番は、自ら耕作する意志があるか確認してありますか。
1 5 番委員	譲受人は2月に帰ってきたばかりで、本人とも会えておりませんので、確認できておりません。
1 2 番委員	本人の意思が確認できないので、判断できません。
議長	4 番については、採決を行わず保留とし、本人の意思確認した上で、来月の総会で審議することとしたいと思います。 賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	それでは採決します。 議案第1号 3番、4番を除く1番～2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	(1 5 番委員退室)
議長	議案第1号 3番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第1号 1番～3番は許可決定とします。 続きまして、議案第2号 買受適格証明願いの審議について、事務局から説明をお願いします。
	(1 5 番委員入室)
事務局	議案第2号 買受適格証明願いの審議について、説明します。 議案第2号-2 公売物件 田皆字瀬利原〇〇 畑 1,390㎡。 証明願者 1 番 田皆〇〇氏 農業従事者3名 経営面積 111,361㎡ 2 番 田皆〇〇氏 農業従事者1名 経営面積 17,744㎡ 3 番 正名〇〇氏 農業従事者2名 経営面積 45,723㎡ 議案第2号-3 公売物件 田皆字西原〇〇 畑 1,434㎡。 証明願者 1 番 田皆〇〇氏 農業従事者3名 経営面積 111,361㎡ 2 番 正名〇〇氏 農業従事者2名 経営面積 45,723㎡ 以上、農地法3条の許可基準を満たしているか、また、最高価格買受人となった者について、農業委員会会長の判断で処理してよいか、審議をお願いします。

議長	ただ今の事務局からの説明に対し、地区担当委員から補足説明をお願いします。
8 番委員	議案第 2 号-2のほ場については、基盤整備済みですが形状が悪く給水栓も整備されておられません。現耕作者〇〇さんは、サトウキビ、バレイショ、グラジオラスを作っております。 議案第 2 号-3のほ場については、県道沿いで基盤整備地区外となっており形状も悪い畑です。 1 番の申請者は畜産を大規模に行っております。 機械類もすべて揃っておりますので、問題ないと思います。 ご審議よろしくをお願いします。
7 番委員	申請者〇〇さんは定年退職後、サトウキビを中心に農業をしており、規模拡大を進めております。
議長	ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。
1 5 番委員	議案第 2 号-2の 2 番申請者〇〇さんは、年齢は何歳ですか。
8 番委員	7 2 歳くらいで、現在この方が耕作しており、サトイモを栽培しております。
議長	他にご意見、ご質問がありますか。
	(なしの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、議案第 2 号は許可決定といたします。 次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。 申請人 芦清良〇〇さん、土地の表示 芦清良字上水窪〇〇畑 2 0 4 m²、事業計画は一般住宅です。施設の概要として、一般住宅114m²、所要面積204m²です。資金調達計画として、建築費〇〇万円、その他〇〇円、自己資金〇〇円、融資〇〇円です。 申請地の農地区分は第 1 種農地で原則不許可ですが、不許可の例外として集落接続施設に該当すると思われます。
議長	地区担当委員から補足説明があればお願いします。
1 6 番委員	資料のとおり住宅に隣接しており、面積も小さく現状野菜畑として利用しております。後継者もほぼ確保されており、代替地もなく申請地に住宅を建てたい意向です。

議長	ただいま事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等があれば挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号は承認とします。 次に、議案第4号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第4号ー1 知名町地区農用地利用集積計画(案)について、説明します。 今月は利用権設定が4件です。 【議案第4号ー1について朗読】 利用権の設定 1番1～2 屋子母字前原〇〇3,102㎡を含む計2筆 4,748㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっています。 2番1～10 住吉字トチャ〇〇 1,681㎡を含む計10筆 24,107㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっています。 3番1 田皆字迫原〇〇 1,101㎡ 賃貸借 5年の再設定となっています。 4番1～5 上平川字惣袋〇〇 180㎡を含む計5筆 2,905㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 次に、議案第4ー2号 中間管理事業に係る利用権設定(一括方式)について、説明します。 1番 貸出者田皆〇〇さん、田皆字瀬利原〇〇2,713㎡の5年間、配分予定者は田皆〇〇さん認定農業者です。 以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員をお願いいたします。
3番委員	1番 貸人と借人は知人です。借人は、双方ともに畜産をしており、今回利用権の設定をすることになりました。畑については、牧草が植えてありました。
6番委員	2番説明します。 貸人と借人は義理の親子になります。借人は、さとうきびとバレイショを栽培しており、農機具は親戚から借りるなどして耕作しております。

	畑については、1から5番はさとうきび、6から10番の畑は基盤整備の計画地となっております。
8 番委員	3 番説明します。 貸人と借人は知人になります。借人は認定農業者で、さとうきび、グラジオラスを作っており、機械類も全て揃っております。 現地は、基盤整備済みで給水栓も整備されており、グラジオラスが植えてありました。
事務局	4 番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者でさとうきびとバレイショを作っており、機械類も全て揃っています。
議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
1 5 番委員	2 番についてですが、主な経営作物は何ですか。 面積が2倍になりますが、従事者1名で大丈夫ですか。
6 番委員	経営作物はサトウキビです。 嫁と手伝ってくれる親戚もおります。
2 番委員	農業を始めたばかりですが、収穫はハーベスターに作業委託し、管理作業は機械を借りて自身で行っています。認定新規就農者を推していますが、検討している段階です。
1 6 番委員	1 番 貸人の同意人数について、相続人全員の同意でしょうか。
事務局	代表者を含め過半の同意となっております。
議長	他にございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第4号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第4号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定いたします。
議長	議案第5号 あっせん委員の指名について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号 あっせん委員の指名について、説明します。 【議案第5号について朗読】 田皆字兼久〇〇 941㎡を含む計3筆 4,703㎡で、売買で所有者兵庫県尼崎市〇〇さん、全筆基盤整備済みです。 以上です。

議長	あっせん委員の指名ですが、こちらで指名してよろしいですか。
	(意義なしの声あり)
議長	田皆ですので、8番池沢委員と9番市来委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、両委員よろしく申し上げます。 次に、議案第6号 下限面積の設定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第6号 下限面積の設定について、資料の説明。 下限面積については50㌥となっており、毎年審議することとなっております。 ご審議をお願いします。
議長	毎年、下限面積の設定について審議しております。 事務局の説明に関して、何か質問はございませんか。
2番委員	農業新聞に下限面積廃止の記事がありましたが、いつからになるのですか。
事務局	審議がなされているようですが、正式な内容はまだ不透明な状況です。
議長	他にご質問、ご意見ございますか。
	(なしの声あり)
議長	下限面積を50㌥で進めてきましたが、特に問題もなかったと思います。本年度についても、現状のままの50㌥で設定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、有難うございます。知名町として下限面積については、現状どおり50㌥とします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 それでは、その他について事務局からお願いします。
事務局	次回総会 5月25日午後1時30分から予定しております。 最適化目標の設定について審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長	以上で、第1回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦勞さまでした。
----	---

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 4年4月25日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 市 來 真 吾

署名委員 榮 米 子